



平成 29 年 2 月 3 日

各 位

会 社 名        カルソニックカンセイ株式会社  
代表者名        代表取締役社長 森谷 弘史  
                    (コード：7248、東証第 1 部)  
問合せ先        グローバルファイナンス本部  
                    財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦  
                    電話番号        048-660-2111

CK ホールディングス株式会社によるカルソニックカンセイ株式会社株券等  
(証券コード 7248) に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ

CK ホールディングス株式会社は、本日、別添のプレスリリース「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード 7248）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

(添付資料)

平成 29 年 2 月 3 日付「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード 7248）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」

平成 29 年 2 月 3 日

各 位

会社名 CK ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 ウィリアム・ジャネッツチェック  
電話番号 03-6268-6000

カルソニックカンセイ株式会社株券等  
(証券コード 7248) に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ

CK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 11 月 22 日付プレスリリース「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード 7248）に対する公開買付けに関するお知らせ」（以下「11 月 22 日付プレスリリース」といいます。）において、公開買付者がカルソニックカンセイ株式会社（コード番号：7248、東証第 1 部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、諸外国の競争法その他の法令等に基づき必要な許認可等の手続及び対応が完了し待機期間も経過していること等を条件として、平成 29 年 2 月下旬には本公開買付けを開始することを目指している旨公表しておりました。

公開買付者は、11 月 22 日付プレスリリースの公表後、本公開買付けの開始に向けて、国内外の競争法その他の法令等に基づき必要となる手続及び対応を進めてまいりましたが、現時点における状況につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

国又は地域名	手続の状況
日本	平成 28 年 12 月 16 日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受領。
中国	平成 29 年 1 月 12 日付で中華人民共和国商務部より本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）について、詳細審査を行わないことの決定及び本株式取得を承認する旨の文書が発出。
米国	米国司法省反トラスト局及び米国連邦取引委員会（以下、併せて「米国反トラスト当局」と総称します。）のいずれから、追加情報の提供要請が発せられることなく、また、いずれの米国反トラスト当局も連邦裁判所から本株式取得の差止命令を取得することなく、平成 28 年 12 月 2 日付で待機期間の早期解除が承認。
欧州	平成 29 年 1 月 4 日付で欧州委員会より本株式取得を承認する文書が発出。
ブラジル	平成 28 年 12 月 9 日付で経済擁護行政委員会より本株式取得を承認する旨の通知が発出。
ロシア	平成 28 年 12 月 23 日付でロシア連邦反独占庁より本株式取得の承認が必要ではないことを言明する文書が発出。
メキシコ	平成 29 年 2 月 2 日付で連邦経済競争委員会より本株式取得を承認する旨の通知が発出。

(注) 日付はいずれも各国又は地域の現地時間

上記のとおり、公開買付者により本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応は、完了しております。

公開買付者は、11 月 22 日付プレスリリースで公表したその他の前提条件（注）が充足されることを

前提として、平成 29 年 2 月 22 日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定しております。なお、本公開買付けが、平成 29 年 2 月 22 日に予定どおり開始され、公開買付期間が延長されること等なく成立した場合には、本公開買付けの決済の開始日は、平成 29 年 3 月 29 日となる予定です。

但し、11 月 22 日付プレスリリースにおいて公表いたしましたとおり、本公開買付けの開始に関しては、11 月 22 日付プレスリリースに記載の前提条件が付されていることから、仮に当該前提条件が充足又は放棄されない場合には、本公開買付けの開始の時期が変更される場合等もございます。

(注) 国内外の競争法その他の法令等に基づき必要な許認可等の手続及び対応が完了しており待機期間も経過していること以外に、①対象者が、対象者、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）及び公開買付者との間に利害関係を有しない者から、対象者の取締役会が本取引（発行済みの対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的とする一連の取引をいいます。以下同じとします。）の実施に関して賛同する旨の決議をすることは対象者の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を取得していること、②対象者の取締役会において本公開買付けに賛同し対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明決議が出席取締役全員（但し、本取引に利害関係を有する又はそのおそれがある取締役を除きます。）の一致によりなされ、当該決議が取下げ又は変更されていないこと、並びに③公開買付者及び日産自動車の間の平成 28 年 11 月 22 日付応募契約におけるその他の条件が本公開買付け開始の条件とされており、詳細については、11 月 22 日付プレスリリースをご参照下さい。

本プレスリリースは、本公開買付けの実施に向けた進捗状況を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同法の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの基準に沿ったものではありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、対象者及び日産自動車の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、もしくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場

合には、当該買付けを行なったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

以上